

太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律案 新旧対照条文

○登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）（附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の六関係）</p>	<p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p>	課税標準	税率
	<p>一〇百五十六の五（略）</p>		
<p>百五十六の六 太陽電池廃棄物再資源化等事業計画の認定</p>	<p>（一） 太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律（令和八年法律第 号）第十二条第三項（太陽電池廃棄物再資源化等事業計画の認定）の太陽電池廃棄物再資源化等事業計画の認定</p>	<p>認定件数</p>	<p>一件につき十 五万円</p>
<p>（二） 太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律第十三条第</p>	<p>認定件数</p>	<p>一件につき三 万円</p>	
<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の六関係）</p>	<p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p>	課税標準	税率
	<p>一〇百五十六の五（略）</p>		

一項（太陽電池廃棄物再資源化等事業計画の変更等）の太陽電池廃棄物再資源化等事業計画の変更の認定（同法第十二条第二項第四号の太陽電池廃棄物の収集を行うとする区域の増加に係るものに限る。）

百五十七〜百六十（略）

百五十七〜百六十（略）